



広報 あんなか

5/1

vol.194
2022(令和4年)



旧中山道(碓氷峠)

みんな元気で

いきいき暮らせる

市民総働のまち

あんなか

当初予算

令和4年度



米山公園(安中)

令和4年度 当初予算

今年度の当初予算が市議会第一回定例会で可決されました。一般会計の予算総額は252億6,427万円で、前年度と比べて4.0%増となります。

コロナ禍にある現状とポストコロナ時代を見据えながら、第2次総合計画に掲げている「みんな元気でいきいき暮らせる 市民総働のまち あんなか」の実現のため、次に紹介する重点事業や新型コロナウイルス感染症対策事業など、多様な行政ニーズに応える予算としています。

1 市民の快適な暮らしや生命と財産を守るまちづくり

- 行政のデジタル化推進事業 1,931万円
- 災害時避難支援体制強化事業 510万円
- 市庁舎・防災拠点センター建設事業 7,892万円



デジタル技術を活用し、窓口などでのコミュニケーションの円滑化やオンライン申請の普及を図ります。

2 若い世代の移住・定住を進めるまちづくり

- 産前産後支援事業 73万円
- 地球温暖化対策事業 445万円
- 子ども家庭総合支援拠点運営事業 339万円



産後ケア事業として、母子が使用できる施設の拡充や妊婦健康診査費用の助成を行います。

3 生涯にわたる健やかな暮らしを支え合うまちづくり

- 墓苑建設事業 1億4,358万円
- 支え合う社会の形成事業 580万円
- 歩行補助用シニアカー購入補助事業 200万円



多様な市民ニーズに対応できるよう、すみれヶ丘聖苑駐車場に一般墓所の造成や合葬墓等を整備するほか、小式場を改修して納骨堂を設置します。

4 何度も訪れたくなる魅力を磨くまちづくり

- 中山道碓氷峠越整備活用事業 2,028万円
- 中央体育館外トイレ改修事業 992万円



堂峰番所を含む碓氷関所跡の国史跡指定を目指し、令和4年度から中山道の整備工事を行います。

5 地域の資源をつなぎ、活力を創造するまちづくり

- 都市公園施設長寿命化事業 8,771万円
- 企業誘致促進事業 50万円
- 碓氷製糸経営基盤強化事業 280万円



米山公園の改修1期工事として、スケートボードなどができるサーキット場および和風庭園の改修を行います。

花いっぱいプロジェクト事業



花き園芸の生産および販売業者へ支援を行うとともに、疲弊している世の中において市民の癒しとなるよう花き類の購入費を補助します。

新型コロナウイルス感染症により、さまざまな影響を受けている皆さんに対して、支援を行います。
令和4年度では、令和3年度の支援事業に加えて、「新型コロナウイルス感染症対策事業」として、新しい支援事業を行います。

引き続き支援します
新型コロナウイルス

感染症対策事業

プレミアム付き ショッピングチケット事業

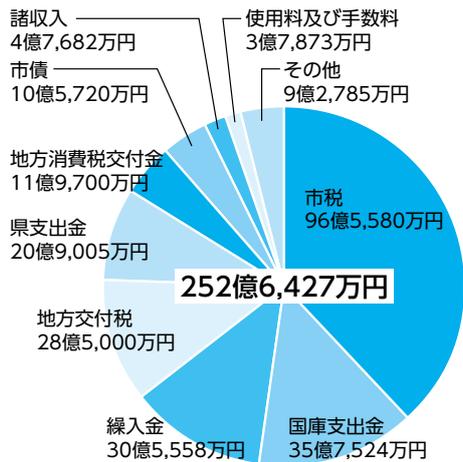


多くの業種で利用できるプレミアム付きのショッピングチケットを発行し、事業者の支援と地域経済の活性化を図ります。

- 妊婦感染対策支援事業 125万円
- 事業者サポート給付金事業 5,000万円
- 事業所等感染症対策支援事業 1,200万円
- テレワーク拠点開設支援事業 120万円
- おもてなしキャンペーン
宿泊補助事業 4,000万円

歳入

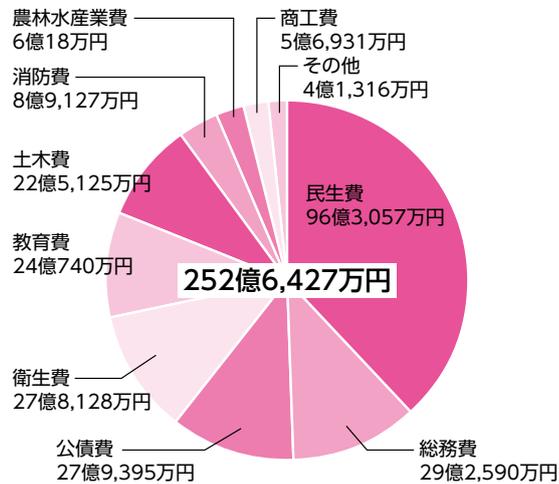
一般会計



市税…市民税・固定資産税・軽自動車税など
国庫支出金…国が行うべき事業を市へ委託する場合や、市が行う事業に対して国が補助する場合に交付されるもの
繰入金…基金の取り崩しなどにより繰り入れるもの
地方交付税…地方財源の差を調整するため、国から交付されるもの
県支出金…県が行うべき事業を市へ委託する場合や、市が行う事業に対して県が補助する場合に交付されるもの
地方消費税交付金…消費税として納められた中から、一定の基準で交付されるもの
市債…建設事業等の財源にするための長期借入金

歳出

民生費…障がい者や高齢者の福祉サービス、子育て支援、生活保護などの経費
総務費…庁舎や財産の維持管理、税金の徴収、戸籍管理、選挙、統計などの経費
公債費…市債の元金、利子などを支払うための経費
衛生費…疾病予防、環境保全、ごみ処理などの経費
教育費…学校教育、生涯教育、文化・スポーツ振興などの経費
土木費…道路、公園、住宅の整備などの経費
消防費…消防、災害対策などの経費



特別会計

国民健康保険特別会計	61億3,809万円
後期高齢者医療特別会計	9億3,068万円
介護保険特別会計	70億6,732万円

企業会計

水道事業会計	23億9,353万円	病院事業会計	33億3,701万円
下水道事業会計	14億2,438万円	介護サービス事業会計	5,436万円

家計に例えると…

収入

令和4年度の一般会計予算を1か月の収支が30万円の家計に例えると次のようになります。

支出

給料(市税)	11万5,000円(39%)	医療費・保育費等(扶助費)	6万8,000円(22%)
諸手当		食費(人件費)	5万1,000円(17%)
(国・県支出金・地方譲与税など)	12万3,000円(41%)	光熱水費・通信費(物件費)	4万2,000円(14%)
銀行からの借入(市債)	1万3,000円(4%)	ローン返済(公債費)	3万3,000円(11%)
パート代金		家族への仕送りなど	
(分担金、負担金、使用料など)	1万3,000円(4%)	(繰入金、補助費など)	6万9,000円(23%)
貯金の取り崩し(繰入金)	3万6,000円(12%)	家・車・電化製品などの修繕、買替	
		(普通建設事業費・維持補修費)	3万円(10%)
貯金残高		貯金(積立金)	5,000円(2%)
(令和3年度末基金残高見込(一般会計))	8万7,000円	その他雑費	
		(投資および出資、貸付金など)	2,000円(1%)

問合せ▶困財政課財務係(☎内線1053)

困福祉課社会福祉係（☎内線1152）
 困住民福祉課福祉子ども係（☎内線2154）

5月12日は

「民生委員・児童委員の日」

5月12日(木)～18日(水)は

民生委員・児童委員の活動強化週間です

民生委員・児童委員とは？

民生委員・児童委員は福祉に関する身近な相談役です。厚生労働大臣から委嘱された非常勤の公務員で、地域福祉を担うボランティアとして、全国で約23万人が活動しています。

安中市では市内を12の地区に分け、主に地区ごとに活動を行い、全体で141人の民生委員・児童委員が活動しています。

主任児童委員とは？

民生委員・児童委員のうち、特に子どもや子どもがいる家庭に関する福祉を専門に担当しています。原則として区域を直接担当せず、個別の案件について当該区域を担当する民生委員・児童委員と連携を図り対応します。

市は各地区に2人ずつ所属し、市全体では24人の主任児童委員が活動しています。

各委員の役割

担当区域内の実情を把握し、地域住民に対して適切に相談・援助を行います。



担当区域において自らも地域住民の一員として、高齢者や障害のある人の安否確認や見守り、子どもたちへの声かけなどを行っています。医療や介護の悩み、妊娠や子育ての不安、経済的困窮による生活上の心配ごとなどさまざまな相談に応じ、福祉サービスの情報提供を行っています。



相談内容に応じて、必要な支援が受けられるよう地域の専門機関へのつなぎ役になります。ただし、つなぐと言っ

民生委員・児童委員はこんな活動をしています

見守り訪問



「地域と行政の“つなぎ役”」として、ひとり暮らしの高齢者宅を中心に見守り訪問をしています。

ふれあい・いきいきサロンの運営(協力)



高齢者のための地域交流の場である「ふれあい・いきいきサロン」の運営や協力などを行っています。

登校時のあいさつ運動



地域のコミュニケーションの活性化を図るため、定期的に登校時のあいさつ運動を行い、明るく安心な地域社会づくりに取り組んでいます。

乳幼児宅訪問事業



毎年10月～11月に乳幼児(0～2歳児)のお子さんがいらっしゃる世帯を訪問し、育児に関する相談や子育てに役立つ情報をお届けし、育児に関する相談を受けています。

もある程度の知識や情報も必要で、適切な支援に結びつけるためにつなぎ先の判断も重要です。

そのため、民生委員・児童委員は地区ごとに行われる定例会や、各団体が主催する研修会に参加することで、常日頃から自己研鑽に努めています。

秘密を守ります

民生委員法第15条では「民生委員は、その職務を遂行するに当たつて

は、個人の人格を尊重し、その身分上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によって、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に応じて合理的にこれを行わなければならない」と定めています。つまり民生委員・児童委員は職務上知りえた情報を漏らしてはいけぬ義務があります。安心してご相談ください。

災害時などに情報を発信しています

〔困〕危機管理課危機管理係（☎内線1131）

市では、災害発生時や災害が発生する恐れのある場合に、緊急情報や避難情報など（以下、「緊急情報等」と表記）をお伝えします。
1つの方法に限らず、複数の方法を使って情報を収集し、ご自身やご家族の身の安全を確保する行動を心がけてください。

テレビ

○データ放送

テレビのデータ放送を通じて緊急情報等を発信します。ご利用の際は、リモコンの「d」ボタンを押してください。また、気象情報や河川の水位情報なども確認することができます。



dボタン

※ご利用のリモコンによって、ボタンの位置が異なります

<群馬テレビのデータ放送>

1. 群馬テレビを選局し「d」ボタンを押す
2. 「安中市のお知らせ」を選択
3. 「災害情報・防災情報」を選択
4. 知りたい情報を選択

<NHKのデータ放送>

1. NHK総合を選局し「d」ボタンを押す
2. 「防災・生活情報」を選択
3. 知りたい情報を選択



SNS

○公式ツイッター

市の公式ツイッターから緊急情報等を配信します。平常時には、市政情報やイベント情報を配信します。

アカウント名▶Annaka_City

アカウントURL▶

https://twitter.com/Annaka_City



○公式LINE(ライン)

市の公式LINEから緊急情報等を配信します。平常時には、市政情報のほか、イベント情報や観光情報、各種手続情報などを配信します。

アカウント名▶annakacity

アカウントURL▶<https://lin.ee/VsPQM4X>

<登録方法>

- ・「ID検索」にて「@annakacity」で検索し、「友だち追加」ボタンを押してください。
- ・もしくは、右記の2次元コード(友だち追加用)を読み込んでください。



ウェブサイト

○市ホームページ

市のホームページ(緊急用画面)に緊急情報等を掲載します。平常時には、市政情報のほか、イベント情報や観光情報、各種手続情報などを掲載します。

URL▶

<https://www.city.annaka.lg.jp/>



○地図情報オンライン公開システム(危機管理マップ)

土砂災害(特別)警戒区域及び浸水想定区域のほか、指定避難所および指定緊急避難場所の位置を確認することができます。また、緊急時には指定避難所の開設・混雑状況を確認することができます。

URL▶<https://annakacity.maps.arcgis.com/apps/webappviewer/index.html?id=f367349c404542a89294241ae3a6cd5d>



防災行政無線などを用いた全国一斉の情報伝達試験を実施します

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達試験を行います。この試験は全国瞬時警報システム(Jアラート[※])を用いて、本市を含む全国の地域でさまざまな手段により情報伝達試験が行われます。今年度は下記の日程で4回実施しますが、災害などが発生した場合または発生する恐れがある場合には試験を中止します。

第1回：5月18日(水) 第2回：8月10日(水) 第3回：11月16日(水)

第4回：令和5年2月15日(水)

本市が行う情報伝達試験の内容は次のとおりです。

5月18日(水)
午前11時ごろ

情報伝達手段	内 容
防災行政無線	市内に設置した防災行政無線から、一斉に、次のように放送されます。 【放送内容】 1. チャイム音 2. 「これは、Jアラートのテストです。」×3回 3. 「こちらは、ぼうさいあんなかです。」×1回 4. チャイム音
メール配信サービス	安中市メール配信サービスに登録している人で、防災情報の「安中市全域」または「Jアラート」を選択している人へ試験メールが配信されます。

※Jアラート…地震・津波の発生や武力攻撃などの緊急情報を、国が人工衛星などを通じて瞬時に伝えるシステム

○「メール配信サービス」の利用方法は、下記をご覧ください。

○防災行政無線の放送内容は「防災行政無線テレホンサービス」で確認できます。詳細は下記をご覧ください。



屋外スピーカー

○防災行政無線(同報系)

市内に設置してある屋外拡声子局のスピーカーから緊急情報等を放送します。



電話・FAX

○防災行政無線テレホンサービス

防災行政無線の放送が聞き取りづらかった場合や聞き逃してしまった場合は、電話で直近の放送内容を確認することができます。

(☎0800-800-3664(通話料無料))

○高齢者等緊急情報配信サービス

利用する場合には登録(市に申込み)が必要です。登録した固定電話やファクシミリの番号へ、緊急情報等を配信します。

サービスの対象者は、携帯電話などを所持していない高齢者や障害者などで、緊急情報等の入手が困難な人です。

<登録方法>

・右記の2次元コードから、市ホームページをご覧ください。



メール

○メール配信サービス

利用する場合には登録が必要です。登録した携帯電話やスマートフォンなどのメールアドレスに、緊急情報等を配信します。平常時には、「防災・防犯・火災・気象・市政」に関する地域情報を配信します。

登録料は無料ですが、メール受信などにかかる通信料は登録者負担となります。

<登録方法>

- ・次のメールアドレスに空メールを送信してください。 annaka@entry.mail-dpt.jp
- ・もしくは、右記の2次元コード(空メール送信用)を読み込んでください。
- ・「annaka@city.annaka.jp」からのメールが受信できるように設定してください。



○緊急速報メール(エリアメール)

NTTドコモ、KDDI(au)、ソフトバンク、楽天モバイルなどの各社携帯電話など(対応機種に限る)に、緊急情報等が配信されます。情報が配信された時点で、市内にいる人の携帯電話などにメールが届きます(専用の着信音が鳴動します)。登録は不要です。

介護保険料のお知らせ

介護保険は、40歳以上のすべての人が納める介護保険料と公費(税金)を財源として、寝たきりや認知症などの高齢者に必要なサービスを提供しています。本人の生活と家族の介護を支援し、社会全体で老後の安心を支える仕組みで

す。市内に居住する40歳以上の人はすべて、市が運営する介護保険の被保険者となります。被保険者は年齢によって、第1号被保険者(65歳以上の人)と第2号被保険者(40歳から64歳までの人)に分けられ、それぞれ保険料の決め方や納め方が異なります。

皆さんが負担している保険料は、介護保険事業を円滑に運営するための大切な財源ですので、ご理解とご協力をお願いします。

65歳以上の人の介護保険料 (令和3年度から令和5年度まで)

所得段階	対象となる人	保険料(年額)
第1段階	・生活保護受給者の人 ・本人が老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の人 ・世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と年金所得以外の合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.30 23,100円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と年金所得以外の合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	基準額×0.50 38,400円
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と年金所得以外の合計所得金額の合計が120万円超の人	基準額×0.70 53,800円
第4段階	・本人は住民税非課税だが、同じ世帯の中に住民税課税者があり、本人の課税年金収入額と年金所得以外の合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.90 69,100円
第5段階	・本人は住民税非課税だが、同じ世帯の中に住民税課税者があり、本人の課税年金収入額と年金所得以外の合計所得金額の合計が80万円超の人	基準額 76,800円
第6段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.15 88,300円
第7段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.30 99,800円
第8段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.50 115,200円
第9段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	基準額×1.70 130,500円
第10段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上700万円未満の人	基準額×1.80 138,200円
第11段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が700万円以上の人	基準額×1.90 145,900円

※課税年金収入額とは、住民税の課税対象となる年金(国民年金、厚生年金など)の収入額で、非課税となる年金(障害年金、遺族年金など)は含まれません

※合計所得金額とは、前年(2021年)中の収入から必要経費(給与の場合には給与所得控除額、年金の場合には公的年金等控除額)を控除した金額で、所得控除(扶養控除や社会保険料控除など)をする前の金額です。第1～5段階は「公的年金等に係る雑所得」を控除した額(給与所得が含まれる場合は、当該給与所得の金額(給与所得と課税対象となる公的年金に係る所得の双方に有する人に対する所得金額調整控除の適用がある場合は、その控除前の金額)から10万円を控除した額)を用います。第6段階以上は合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれている場合には、当該給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した額を用います。不動産の譲渡所得については、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います

低所得者の保険料軽減について

公費の投入により低所得者の保険料負担を軽減する仕組みが設けられています。

第1段階：38,400円(基準額×0.50) → 23,100円(基準額×0.30)
 第2段階：53,700円(基準額×0.70) → 38,400円(基準額×0.50)
 第3段階：57,600円(基準額×0.75) → 53,800円(基準額×0.70)

■介護保険料の納付

特別徴収(年金からの天引き)と普通徴収(納付書・口座振替)の2つの方法に分かれます。特別徴収の人は8月上旬頃までに、普通徴収の人は7月中旬頃までに、決定通知書により年間の確定保険料額をお知らせします。

また、特別徴収と普通徴収を併用する場合がありますので、ご注意ください。

○特別徴収となる場合

・老齢(退職)、遺族、障害年金の受給額が年間18万円以上の人は、日本年金機構などの年金支払者が、年金の定期支払(偶数月)の際に保険料を差し引きます。

※ただし、年金の受給額が年間18万円以上でも、次のいずれかに該当する人は普通徴収となります

- ・年度途中で、65歳になった場合や他の市区町村から転入した場合
- ・年度途中で、年金の受給が始まった場合

・年度途中で、所得更正などにより保険料の減額決定を受けた場合(年金からの天引が中止されます)

・年度途中で、所得更正などにより保険料の増額決定を受けた場合(増額分が普通徴収となります)

- ・年金の一時差し止めや支給停止になった場合

・年金担保貸付金の返済が開始された場合

○普通徴収となる場合

・特別徴収の対象にならない人は、市から送付される納付書により、市役所または指定金融機関、コンビニエンスストアなどで納めます。

・口座振替を希望する人は、納付通知書、預金通帳、届出印をご持参のうえ、直接金融機関の窓口にお申込みください。振替開始の時期は、申込みをした月の翌月納期分からとなります。

■介護保険料の減免

災害などの特別な事情により保険料の納付が困難な人は、保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合があります。

また、特に生活が困窮し、保険料の全額を負担することが困難な人は、保険料の減額を受けられる場合があります。

なお、減免などを受けるためには申請が必要となりますので、お早めにご相談ください。

■介護保険料を滞納した場合

特別な事情もなく保険料の滞納が続いた場合、介護保険サービスを利用するときに、未納の期間に応じて、次の措置が講じられます。

・1年以上滞納すると、介護保険サービスに係る費用の全額をいったん自己負担し、申請によりあとで保険給付分が支払われます。

・1年6か月以上滞納すると、保険給付分の一部または全部が一時差し止められ、その中から滞納保険料相当額が差し引かれる場合があります。

・2年以上滞納すると、介護保険サービスに係る費用の自己負担割合が引き

上げられ、高額介護(介護予防)サービス費などの支給も受けられなくなります。

■40歳から64歳までの人(第2号被保険者)の介護保険料

加入している医療保険ごとの算定方法により決められ、医療保険料と合わせて納めます。

65歳になった月(誕生日の前日の属する月)の分から、医療保険料とは別に、直接市へ納付する方法に変わります。



▲市は、介護保険について便利帳を発行しており、利用の手引きになっています。また、市ホームページにも掲載していますので、詳しくは右記2次元コードからご覧ください。



各種検診（健診）のご案内

年に1度の健康チェック！

6月から各種検診（健診）が順次始まります。病気は自覚症状がないまま進行することが多く、検査結果の変化を見ることが、予防、早期発見・早期治療に取り組むことができます。毎年検診（健診）を受けるようにしましょう。

各種検診（健診）

「各種検診受診シール」（オレンジ色の封筒）を5月下旬に、対象者全員に郵送します。検診受診時と大腸容器配布時には受診シールを必ずご持参ください。

詳細については、受診シールに同封の案内を確認し、希望の検診について、個別検診（市内指定医療機関での検診）、もしくは集団検診（各公民館などでの検診）のどちらかを選んで受診してください。

①個別検診の実施期間は6月1日（水）～令和5年1月31日（火）です。実施医療機関については12ページをご覧ください。

②集団検診については、広報あんなが7月1日号に掲載します。

③今年度も昨年度と同様に、「特定健診・後期高齢者健診」が同日実施となります。

なお、市の人間ドックを受ける人は、検査項目に胸部・胃がん・大腸がん・肝炎ウイルス検査が含まれていないので、これらの検診を受ける必要はありません。

今年度より集団検診の乳がん・子宮がん検診は予約制となります。詳しくは5月下旬に郵送される「各種検診シール」（オレンジ色の封筒）をご覧ください。



結核はまだあります！

法律に基づき、65歳以上の人は、結核健康診断を年1回受診する義務があります。必ず受診しましょう。

令和4年度各種検診の種類と対象者（年齢は令和5年3月31日時点）

※すでに症状がある人や治療中・経過観察中の人は、検診ではなく医療機関を受診してください

検診	対象者	自己負担金
胸部（結核）検診 （個別検診のみ実施）	40歳以上	1,020円（65歳以上無料）
胃内視鏡検診（個別検診のみ実施） ※集団胃がん検診（バリウム）との併用はできません	50歳以上の人で前年度に市の胃内視鏡検査を受けていない人（市の検診は2年に1回） ※困健康づくり課へ申込みが必要です	3,000円
胃がんリスク検診	40・45・50・55・60・65・70歳で今までに市の胃がんリスク検診を受けたことがない人	510円（70歳のみ無料）
大腸がん検診	40歳以上	510円（70歳以上無料）
前立腺がん検診	50歳以上の男性	510円（70歳以上無料）
乳がん検診	40歳以上の女性で前年度に市の乳がん検診を受けていない人（市の検診は2年に1回）	1,530円（70歳以上無料）
子宮頸がん検診	20歳以上の女性	510円（70歳以上無料）
骨粗しょう症検診 （個別検診のみ実施）	40・45・50・55・60・65・70歳の女性	510円（70歳のみ無料）
肝炎ウイルス検診	40歳以上で今までに市の肝炎ウイルス検診を受けたことがない人	無料
歯周病検診（個別検診のみ実施）	40・50・60・70歳の人	無料

困国保年金課国保係 ☎内線1113

特定健診・後期高齢者健診

40歳以上の安中市国民健康保険加入者と群馬県後期高齢者医療制度加入者および生活保護受給者に健康診査受診票・受診券と「健診の日程と受診方法」のチラシ、尿容器を同封した緑色の封筒を、5月下旬に郵送します。



※医療機関によっては予約が必要な場合があります

② 集団健診

8月2日(火)から10月31日(月)までの間に、同封した日程表を確認し受診してください。該当地区での健診日に都合がつかない場合は、その他の地区の日程で受診してください。

受付時間▼午前中のみ

(集団健診は午前8時30分から11時です。番号札は午前8時から配布します)

自己負担金▼無料

(約7,000円以上かかる健診を年1回無料で受診できます)

受診時に必要なもの▼

①受診する人の保険証、②健康診査受診票・受診券、③採尿した尿容器(集団健診のみ)

検査内容▼下表をご覧ください。

医療機関または市から郵送でお知らせします。

注意事項▼

①朝食を食わずに受診してください(薬を服用している人は事前にかかりつけ医とご相談ください)。

②個別健診と集団健診のどちらか一方

①個別健診
6月1日(水)から11月30日(水)までの間に12ページに掲載した医療機関で受診してください。
※休診日は、各医療機関にお問い合わせください

検査内容

基本的な健診項目(必須項目)	
身体計測	・身長 ・体重 ・腹囲 ・BMI
尿検査	・糖 ・蛋白質
血圧	・収縮期血圧 ・拡張期血圧
血中脂質検査	・中性脂肪 ・HDL-コレステロール ・LDL-コレステロール
肝機能検査	・AST(GOT) ・ALT(GPT) ・γ-GT(γ-GTP)
血糖検査	・空腹時血糖 ・ヘモグロビンA1c
診察	
詳細な健診項目(医師が必要とした人のみ)	
腎機能検査	・クレアチニン ・eGFR
貧血検査	・赤血球数 ・血色素量 ・ヘマトクリット
心電図検査	
眼底検査	

の受診となります。

※重複して受診した場合は、後から受けた健診費用が全額自己負担になります

③市外に転出した人、国民健康保険資格を喪失した人、および安中市で助成する人間ドックを受ける人は受診できません。受診した場合、全額自己負担になりますので、十分注意してください。

その他▼

①4月1日以降に安中市国民健康保険・群馬県後期高齢者医療制度に加入した人で、受診を希望する場合はお問い合わせください。

い合わせください。

②事業所などにお勤めの人で、事業所などが行う健診を受けた場合は、この健診を受ける必要はありません。お手数ですが、健診結果を困国保年金課または困住民福祉課へお知らせください。

③安中市国民健康保険・群馬県後期高齢者医療制度以外の健康保険加入者は、加入している健康保険にお問い合わせください。

困健康づくり課予防係（☎内線1172）

各種個別検診（健診）実施医療機関

○印がついている医療機関で受診できます。できるだけ同時に受診してください。（50音順）

医療機関名	特定・後期健康 診査	胸部 （結核） 検診	大腸がん 検診	前立腺 がん検診	胃がん リスフ 検診	胃内視鏡 検診	乳がん検診	子宮頸 がん検診	骨粗しよ う症検診	肝炎 ウイルス 検診	備考
アミヤ医院	○	○	○	○	○	×	×	×	○手	○	要予約
あやこまこころ診療所	○	○	○	○	○	×	×	×	○手	○	要予約
有坂内科医院	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	要予約
いのうえ整形外科クリニック	○	○	○	○	○	×	×	×	○腕	○	要予約
いわい中央クリニック	○	○	○	○	○	○	×	×	○手	○	要予約
大貫クリニック	○	○	○	○	○	×	×	×	○手	○	要予約
おにかた医院	○	×	○	○	○	×	×	×	×	○	要予約
くろさわ医院	○	○	○	○	○	○	×	×	○手	○	要予約
公立碓氷病院	○	○	○	○	○	○	○（マンモグラフィ可）	×	○手	○	要予約
櫻井内科医院	○	○	○	○	○	○	×	×	○手	○	要予約
さるや内科医院	○	○	○	○	○	×	×	×	○手	○	要予約
正田病院	○	○	○	○	○	○	○（マンモグラフィ可）	×	○腕	○	要予約
城田医院	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	要予約
須藤病院	○	○	○	○	○	○	○（マンモグラフィ可）	×	○手・腰・腕	○	要予約
田口医院	○	○	○	○	○	○	×	×	○手	○	要予約
武井内科循環器科	○	○	○	○	○	×	×	×	○手	○	要予約
永山医院	×	×	×	×	×	×	○	○腕	○腕	×	
半田内科医院	○	○	○	○	○	×	×	○手	○手	○	
藤巻医院	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	
堀口医院	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	要予約
本多病院	○	○	○	○	○	○	×	×	○手	○	
松井田病院	○	○	○	○	○	○	○（マンモグラフィ可）	×	○腰	○	
みやぐち医院	○	○	○	○	○	○	×	×	○腕	○	要予約
もてぎ内科医院	○	○	○	○	○	×	×	×	○腰	○	要予約

歯周病検診 医療機関

有坂歯科医院
井上歯科医院
今井歯科医院
かばさわ歯科医院
小坂橋歯科医院
公立碓氷病院
小林歯科医院
歯科半田医院
信沢歯科医院
半田歯科医院
真下歯科医院
室橋歯科医院
やじま歯科クリニック
やまぐち歯科クリニック
（50音順）



3月
28日

地域おこし協力隊 活動報告会

安中市地域おこし協力隊の4人から、活動開始からの約半年間で学んだことや苦労したことなどの報告がありました。また、新年度に挑戦したいことや3年間の任期終了後の目標について語りました。



3月
4日

秋間梅林ライトアップ

2月下旬～3月にかけて、主に週末の午後6～8時の間、秋間梅林のライトアップを行いました。例年より満開になる時期が遅れましたが、ライトアップされた梅の花は昼間とは違う表情を見せ、訪れた人を楽しませていました。



3月
29日

犯罪被害者等を支援します

市と安中警察署は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、4月1日施行の安中市犯罪被害者等支援条例に基づく犯罪被害者等への支援について、連携し協力を図るための協定を締結しました。



3月
17日

ウクライナ人道危機救援金

ウクライナを支援するため募金箱を設置しました。☎総合案内、福祉課窓口のほか、☑住民福祉課窓口、安中市文化センター、松井田文化会館で受け付けています(5月31日(火)まで)。
○日本赤十字社「ウクライナ人道危機救援金」



3月
29日

食糧支援を更にスムーズに

市および安中市社会福祉協議会と日本郵便株式会社は、企業や住民からの食品の寄附受入れを協力して実施するための協定を締結しました。4月1日から、市内4か所の郵便局(板鼻局、安中岩井局、安中東横野局、松井田局)にフードポストを設置しています。



3月
23日

企業版ふるさと納税感謝状贈呈式

ファームランド株式会社から、企業版ふるさと納税の寄附をいただき、感謝状贈呈式を行いました。寄附金は、碓氷製糸経営基盤強化事業や松義台地土地改良区運営事業などに活用させていただきます。

「広報紙」の掲載基準が変わります

毎月1日と15日(1月を除く)に発行している広報紙に掲載するための基準が変わりましたので、お知らせします。

掲載できる団体

- ①：社会福祉協議会、商工会などの営利を目的としない公益的な団体
- ②：市内を活動拠点とし、社会貢献やスポーツ、芸術、その他文化の振興に寄与するために活動している団体

掲載依頼は

担当部署を経由

掲載したい内容と最も関係のある部署を経由し、掲載の根拠を明確化(右図)

● 同一内容の掲載は原則年1回限り

限られたスペースを有効活用し、バラエティ豊富な紙面構成

● 市ホームページに詳細を掲載

リアルタイムに情報を更新できる市ホームページに詳細を掲載し、最新情報を届ける

外部
団
体

掲載希望の
2か月前までに依頼

担
当
部
署

様式に記入し、
掲載依頼

広
報
担
当

掲載内容など
を共有

掲載内容の
確認依頼

問合せ▶困情報戦略課広報コミュニケーション係(☎内線1022)

松井田地区の小中学校で閉校式が行われました

4月からの松井田地区の小中学校の統合により、各小中学校で閉校式が行われ、在校生や保護者の皆さんなどが学び舎との別れを惜しましました。

松井田東中学校、松井田南中学校は松井田中学校として、松井田小学校、臼井小学校、九十九小学校は松井田小学校として、新たにスタートしました。



▲松井田東中学校(3月24日)



▲松井田南中学校(3月26日)



▲松井田小学校(3月25日)



▲臼井小学校(3月25日)



▲九十九小学校(3月25日)



生涯学習だより

家庭教育カウンセリング講座

市教育委員会では、カウンセリングの技法や理論とともに、より良い人間関係を築くための心学び、家庭教育にいかしてもらうために、家庭教育カウンセリング講座を次のとおり開講します。

講義・実習	講座内容・講師	会場	実施日時	
講義①家庭教育とカウンセリング	～家庭教育にカウンセリングマインドをいかそう～ 講師：田中 茂(元 安中総合学園高等学校長)	安中市文化センター 1階 視聴覚室 ほか	6月3日(金) 受付：午後1時15分～ 講義・実習：午後1時30分～3時30分	
講義②子どもの理解	～子どもの発達と心理～ 講師：森田 房枝(安中市カウンセリング研究会)		6月9日(木)	講 受 義 付 ・ 実 習 前 ： 午 ： 前 9 時 45 分 ～ 正 午
講義③子どもの問題行動	～問題行動について～ 講師：大崎 広行(武蔵野大学 教授)		6月16日(木)	
講義④子どもと家族の関係	～相談にみる家族関係～ 講師：鬼形 榮一(元 市立東横野小学校長)		6月23日(木)	
講義⑤カウンセリングの基礎技術	～カウンセリングの進め方と技術～ 講師：高橋 洋子(安中市カウンセリング研究会)		6月30日(木)	
実習①ロールプレイ	～カウンセリングの実践的練習～		7月7日(木)	
実習②ロールプレイ	小グループに分かれての実習		7月8日(金)	



▲令和元年度の様子

○新型コロナウイルス感染症の影響により、中止または変更となる可能性があります。

○筆記用具などをご用意ください。

募集人数▶12人(申込先着順)

参加料▶無料

募集期間▶5月6日(金)～20日(金)

主催▶安中市教育委員会

申込み・問合せ▶☎生涯学習課社会教育係まで電話またはFAXで名前と電話番号をお知らせください。

(☎内線2242 FAX：386-6191)

令和3年度人権作品集「おもいやり」標語 中学3年生

○第一中学校

「頑張れよ」心の癒やし 友の声 岩崎 權
笑顔咲く 助け合いの輪を 広げよう 坂本 太陽
SOS 出せる勇気 助ける勇気 平尾 紗彩
助けを求めりゃ 何かが変わる 多胡 隼人

○第二中学校

かける言葉で人は変わる
優しい言葉をかけよう！ 大槻 篤弘
さ(S)あみんなだ(D)れもが幸せな
人(G)生を 過(s)ごそう 河原田広汰
認め合う いろんな人の あたりまえ 片貝 星那
つらいとき 心の支えは あなたの言葉 樫野 碧寿
その一言で あの子が笑顔に 変わるかも 須賀 千陽

○松井田東中学校

つみとろう 笑顔の花を 枯らすもの 櫻澤 琉人
私とあなたの「ふつう」はちがう
お互いの「ふつう」をみとめあおう 森田 晏理
大丈夫？ その一言が 救いの手 神戸 達貴
無情にも 人の言葉で傷つき
人の言葉で癒される 佐竹 柚香

○松井田南中学校

おもいやり それは大事な おまじない 大須賀華音
一人一人が 思いやりの花を 咲かせよう 佐藤 七海
あなたから さし出してみよう 救いの手 佐藤 萌愛
ありがとう その一言で 笑顔咲く 萩原 愛凧

○松井田北中学校

考える 人の気持ちを 大切に 海老原佳典
尊重し 生かし合おう それぞれの個性 武井 春菜
踏み出そう あなたの一步が 誰かを救う 萩原 加奈
みんなが笑えば 笑顔の芽は花となる 黛 佑弥
「ありがとう」その言葉は

人と人との接着剤 丸山 愛未



男女共同参画推進委員会

第134回

今回のリレーエッセイは、女性の積極登用をはじめ、次世代育成支援に取組む企業、株式会社萩原工業の萩原将也さんです。

変化する時代に対応するためには

株式会社萩原工業取締役 萩原 将也



私が建設会社へ転職した翌年(平成26年)、国土交通省と建設業5団体共同で、「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」が策定された。官民一体となり、様々な女性活躍への取組みが実施される中、企業ごとにその取組みが求められる時代となった。

遡ること10年前、私が働いていた企業では、「ダイバーシティ経営企業100選」で推進事業表彰を得た。こうした環境はもとより、年齢・性別・人種など関係なしに「あなたは欲しい」という自己決定を求められ、個人が尊重される職場で育った私は、新たな職場で「個の尊重」される風土づくりを心掛けた。

零細企業では、よく社長のワンマン体制が強いと聞くが、当社もそれに近かった。業務においては、忌憚のない意見が飛び交うが、ひとたび就業条件となると、本音を社長につけることができないのだ。小さな組織で成果を求める時には、トップの強いコミットメントが必要で、それまでの環境を変えるためには、社長と従業員をつなぐ人材が必要だった。そこで、担当者を設置し、介在させることで、手始めに少な

リレー・エッセイ

きた休日を増やした。

また、他社の実践事例を参考にしつつも自社の実態に応じた取組みを実施した。当時、女性技術者・作業員数がゼロという状況で、男女問わず働きやすい会社を目指すことは難しいと考え「女性の積極的採用」を推進した。平成26年から5年間で女性の応募が4件、うち技術者1名、作業員2名を採用した。このほか、これから子育てを控える男性従業員が4名おり、「次世代育成支援」に取り組んだ。就業規則の整備や会社による勧奨を行い、育児休暇取得率100%を達成した。こうした先導的な取組みが実り、「群馬県いきいきGカンパニー(ゴールド認証)※」を取得することができた。

昨今、一人一人が幸せになれる社会のために、男女共同参画だけでなく、ダイバーシティも女性活躍もWLB(ワーク・ライフ・バランス)も必要だと、頭を悩ませる方も多いかと思われるが、どの施策も共通して大切なことは、自社の実態を見つめ直し、各々の会社に適合した取組みを地道に推進することだと感じた。

※「群馬県いきいきGカンパニー」認証制度は、育児・介護と仕事の両立、職場における女性の活躍推進、従業員のワーク・ライフ・バランスの推進等に取組む事業所を群馬県が認証する制度。ベシック認証とゴールド認証があり、市内では6事業者がゴールド認証を受けている。

安中市消費生活センターからのお知らせ

偽の通信販売サイトにご注意ください！

【事例】

掃除機が欲しくて、ネットで検索したら有名な電メーカのものと思われる販売サイトの広告が表示され、トップページには「全品50%オフ」とあったので、注文して支払いはクレジットカード払いにした。しかし、注文してからしばらく経っても商品は届かず、確認のため、販売サイトにアクセスしようとしたが、消えてしまっただけ見つけられない。



【お問い合わせ】

☆一般に流通している価格より極端に値引きされている場合は、偽通販サイトの可能性があります。

☆偽通販サイトの外見は、ロゴマークや商品の画像を盗用するなどして、一見すると公式通信販売サイトのようなものもあります。ロゴマークなどが表示されているからといって、本物だとは思いません。公式通販サイトのURLであるか、サイト内にある販売業者の名称、住所、電話番号などをよく確認しましょう。

☆支払い方法が個人名義の銀行口座への振り込みのみ、他の決済方法があるかのように表示しておきながら、代金引換やクレジットカード決済しか選択できないといったように支払方法に不自然な点を見つけた場合は、偽サイトではないか疑いましょう。

【問合せ】

わからないことや困ったこと、少しでも不審に感じるものがあつたら、早めに市消費生活センターにご相談ください。

(☎)382-22228

相談日時▼月々金曜日(祝日を除く)午前9時～午後4時30分

問合せ▶困地域創造課市民協働係(☎内線1027)

学習の森



No.190

万葉集と安中

現在開催中の企画展「文学・芸術の中の安中」で取り上げている、安中市にゆかりのある作品を紹介します。

「万葉集」は奈良時代までの約4,500首の歌を集めた日本最古の歌集です。原文は一見漢文のように見えますが、漢字の意味は関係なく「音」だけを仮名の発音にあてはめた「万葉仮名」で書かれており、天皇や貴族、兵士、農民などさまざまな身分の人々が詠んだ作品を収録しています。

「東歌」
比能具禮介 宇須比之夜麻乎 古由流日波 勢奈能我素何母 佐夜介布良思都
「防人等歌」
比奈久母理 宇須比乃佐可乎 古延志太介 伊毛賀古比之久 和須良延奴加母
詠 薄曇りの日に碓氷の坂を越えたとき出がけに妻が辛がっていたのが忘れられない。

令和3年度
文化財愛護ポスター

優秀賞
松井田東中学校(2年)
中澤 春陽さん

(学校名、学年は当時のものです)

当時は都(奈良)から上野(群馬)を経て東北へ抜ける幹線道路の「東山道」があり、碓氷峠はその道筋に位置してました。二首とも別れの歌で碓氷峠(当時の所在地は諸説ある)を旅立ちに関わる場所として歌っています。今のように気軽に移動できなかった時代、峠を越えての別れは永遠の別離になり得ました。これらの歌からは、別れを惜しむ気持ちが見えます。

春季企画展「文学・芸術の中の安中」
展示期間 7月4日(月)まで
展示場所 ふるさと学習館
市民ギャラリー(観覧無料)
5月3日(火)・祝は開館しています

おくれぎきはるなのうめがが 後開榛名梅香 連載 第1回 作：三遊亭円朝(1839～1900) 編集：学習の森 ※学習の森で紹介のために編集したもので、原文とは異なります

幕末から明治にかけて活躍した落語家の三遊亭円朝が安中を舞台として創作した長編作品「後開榛名梅香」をわかりやすく編集し、その序盤を連載形式でご紹介します。

創作の際、円朝は自らの足で安中を訪れ、作中に実際の地名やリアルな景色を盛り込みました。その綿密な描写は、多くの人々に登場人物が実在すると思ひ込まれるほどでした。原文は国立国会図書館のデジタルアーカイブに掲載されていますので、興味のあるかたはぜひご覧ください。

主従の出会い(1)
時は文化・文政、上州安中に草三郎というまんじゅう屋がおりました。これは孝行者で心優しい草三郎が恩人のために盗みを働き、その因果で悪党として果て行くという、波乱に満ちた人生のお話でございます。

一息には語れぬ長物語でございますから、まずは恩人となる恒川半三郎と草三郎、二人の出会いをお目につけて存じます。

常陸土屋藩士恒川半六の嫡男恒川半三郎は、剣術の師木曾川成瀬に請われて信州岩田村を訪れていた。病床にあつた成瀬は柳生流の奥義の伝書を恒川に託すと、急変して帰らぬ人となった。

葬儀ののち、恒川は江戸屋敷へ戻るため、従者の藤蔵を連れて信州を発った。途中立ち寄った茶屋で休んでいると、十五、六のいかにも貧乏らしい小僧が近寄ってきた。

「旦那さま、どうかまんじゅうを買ってください。父が病を患い、わたくしが稼いだお金でなんとか暮らしております。どうかお慈悲と思ってお買いなすってくださいまし」

「藤蔵、買ってやろうではないか」

そう言われたもののこんなものを主人に食べせられぬと藤蔵がまごついていると、茶屋の店主が飛び出してきた。(つづく)

問合せ▶安中市学習の森 ふるさと学習館 午前9時～午後5時(入館・ミュージアムショップは午後4時30分まで)
安中市上間仁田951 Tel. 027-382-7622 mail: furusato@city.annaka.lg.jp
【5月の休館日】5/6(金)、5/10(火)～5/13(金)、5/17(火)、5/24(火)、5/31(火)



▲4月7日(木)に後閑小学校で入学式が行われ、後閑在住の清水辰吉さんから、新入生5人へ苗木が贈呈されました。



INFORMATION

インフォメーション

人口と世帯	日本人住民		外国人住民	
	男	女	男	女
安中地域	21,226	21,748	238	289
松井田地域	5,931	6,205	60	70
合計	27,157	27,953	298	359

合計 55,767人 世帯数 24,775 (令和4年3月末日現在)



おしらせ

100歳

おめでとうございます

関口とり子さんが、100歳を迎えられました。これからも元気にお過ごしください。



関口 とり子 さん
(中野谷)

軽自動車税(種別割)・
 自動車税(種別割)の
 納期限は5月31日です

軽自動車税(種別割)と自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在(注)で登録されている車両の所有者に課税されます。5月中旬に送付される納税通知書により、納期限内に納めてください。

初年度検査年月が平成21年3月以前の車両は重課となり税額が上がります。税額が上がっている人は車検証の「初年度検査年月」の欄を確認してください。

(注)4月1日現在とは、軽自動車税(種別割)は1日午後5時15分を、自動車税(種別割)は1日午前0時を指します。

納期限▼5月31日(火)
 納税場所▼

軽自動車税(種別割)・自動車税(種別割)それぞれの納税通知書の裏面を確認してください。

その他▼

口座振替納税をご利用の場合、5月31日(火)が振替日になります。預金残高を必ずご確認ください。これから申し込む場合は、令和5年度の納税からのご利用となります。

軽自動車税(種別割)を口座振替で納める人へ

口座振替で納税した人には、6月中旬に納税証明書(車検用)を郵送します。

6月上旬に納税証明書(車検用)を申請する人は、納税の確認が必要になるため、申請の際に軽自動車税(種別割)の引き落とし額を記載した「通帳」をお持ちください。確認できない場合は金

融機関に照会してから発行します。時間がかかりますのでご了承ください。
軽自動車税(種別割)をスマートフォンアプリで納める人へ
 スマートフォンアプリを利用して納税した人には、納期内納付した場合のみ6月中旬に納税証明書(車検用)を郵送します(5月31日(火)納期限分に限る)。

6月上旬に納税証明書(車検用)が必要な場合は、5月に送付する納税証明書(車検用)付きの納税通知書により現金で納めてください。
 ※6月中旬発送の納税証明書(車検用)は、車検の必要のない車両については郵送していません

問合せ▼

○軽自動車税(種別割)について

☎ 本税務課諸税証明書係

☎ 内線1063

☎ 松住民福祉課税務係

☎ 内線2122

○自動車税(種別割)について

☎ 群馬県自動車税事務所

☎ 027-1263-4343

高崎行政県税事務所

☎ 027-1322-6297

あんなか スマイルキッズ！

「広報あんなか」に子どもの写真とコメントを掲載してみませんか。詳しい内容は、市ホームページをご覧ください。



はるくん一才おめでとう。毎日幸せをありがとう。大好き！



おかだ はる ちゃん
岡田 波流 ちゃん

何でもやりたがりのりゅうくん。これからも元気に育ってね。



ありさか リゅうり ちゃん
有阪 龍莉 ちゃん

身体障害者などに対する 軽自動車税(種別割)の 減免について

身体障害者手帳等(注)を4月1日時点でお持ちで、障害の程度、自動車の所有者・運転者などが一定の条件を満たす場合に、申請により軽自動車税(種別割)が減免になる場合があります。詳しくは市ホームページ、または電話でお問い合わせください。



- (注)身体障害者手帳等とは、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳(「A」判定)または精神障害者保健福祉手帳(「1級」判定)かつ「自立支援医療受給者証」をいいます。
- 申請期限▼5月31日(火)
- 手続時に必要なもの▼
- 減免申請書(お持ちの人)
- 身体障害者手帳等(精神障害の人は自立支援医療受給者証も必要になります)
- 運転する人の運転免許証
- 対象車両の車検証
- 納税通知書
- 申請者のマイナンバー通知カードと本人確認ができる身分証明書もしくはマイナンバーカード
- ※減免を受けられる車両は1人の障害者につき1台限りです

※自動車税(種別割)(普通自動車)の減免を受けている人は軽自動車税(種別割)の減免は受けられません。自動車税(種別割)(普通自動車)については群馬県自動車税事務所(☎027-1263-4343)へお問い合わせください

申請場所および問合せ▼

〔内線1063〕
〔内線2122〕

〔松住民福祉課税務係〕

犯罪被害者等支援に関する パネル展示のお知らせ

警察および公益
社団法人被害者支援
センターすてつ
ぶぐんま(犯罪被害者等早期援助団体として群馬県公安委員会の指定を受けた県内唯一の被害者支援団体)と連携し、犯罪被害者等支援についてのパネル展示を行います。この機会に、犯罪被害を受けた人が置かれている状況や犯罪被害者等への支援について考えてみませんか。

開催日程▼

5月16日(月)～18日(水)
午前9時～午後4時

会場▼〔松〕1階ホール

展示内容▼

犯罪被害者等支援制度などに関するパ

犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギョつとちゃん」

ワクチン接種後も、「マスクの着用」や「手洗い」、「3密(密着・密集・密閉)回避」などを徹底してください。

正しく使おうマスク!

合規格は必ず着用!

・鼻出しマスク× あごマスク× 肩けたら外側は触らない
・ひもを持って着脱 - 必経の経がな。できれば不織布を

**こまめにしよう
手洗い・手指消毒!**

こんなタイミングでは必ず! 共用物に触った後、食事の前、公共交通機関の利用後 など

目指そうゼロ密!

一つの密でも避けよう! 密着 マスクなし× 大声×
密着 換気が悪い× 狭い所× 密着 大人数× 近距離×

※首相官邸ホームページの情報を加工して作成

ネル展示、犯罪被害者等支援に関するリーフレットなどの配布、DVD放映など

※展示会中は犯罪被害に携わる警察官、すてつぶぐんま職員による個別相談も受け付けます。予約は不要です

※警察が行う犯罪被害者等支援については、県警ホームページをご覧ください

※4月1日から「犯罪被害者等支援条例」が施行されました。支援内容などに関しては市ホームページをご覧ください

問合せ▼

〔本市民課市民相談室〕
(☎内線1208)

群馬県警察
ホームページ

令和4年第1回(2月)
安中市議会定例会

2月25日(金)から3月22日(火)にかけて26日間の日程で令和4年第1回安中市議会定例会が開催され、議案を市長が提出しました。

○ 監査委員の選任について

○ 教育委員会委員の任命について

○ 農業委員会委員の任命における認定農業者及び認定農業者に準ずる者の数を委員定数の4分の1以上とする
ことについて

○ 農業委員会委員の任命について
(議案 第5〜21号)

○ 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

○ 安中市犯罪被害者等支援条例の制定
について

○ 安中市景観条例の制定について

○ 安中市選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例について

○ 安中市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

○ 安中市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○ 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
について

○ 安中市特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の

一部を改正する条例について

○ 安中市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○ 安中市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○ 安中市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○ 安中市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

○ 安中市文化財保護条例の一部を改正する条例について

○ 安中市障害者支援センター条例の一部を改正する条例について

○ 安中市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○ 安中市印鑑条例及び安中市火入れに関する条例の一部を改正する条例について

○ 安中市小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

○ 安中市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例について

○ 安中市福利厚生施設建設基金条例の廃止について

○ 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規



▲公式SNS



地域おこし協力隊
活動報告 Vol.40

秋間梅林で活動している原田篤志です。

協力隊の活動のひとつとして、広報活動があります。安中市のこと、秋間梅林のことをより多くの人に知ってもらえるよう心がけています。TwitterやInstagramなどのSNSを活用して、普段の活動をはじめ、梅シロップや梅ジャム作りなどの体験プログラムのほか、さまざまな情報を発信しています。また、イベント情報などを各メディアへ提供したり、取材対応も行っています。

一人でも多くの人に、梅の開花時期だけではなく、一年中秋間梅林に来てもらえるよう、また、秋間の梅を味わってもらえるように、今後も積極的に情報発信を行っていきます。地元である秋間地区をはじめ、安中市の魅力をたくさんの人に知ってもらえたら嬉しいです。



約の変更に関する協議について

○ 安中市東横野学童クラブ公の施設の指定管理者の指定について

○ 安中市秋間学童クラブ公の施設の指定管理者の指定について

○ 安中市障害者支援センター公の施設の指定管理者の指定について

○ 権利の放棄について
(議案 第45〜50号)

○ 損害賠償の額の決定について

○ 市道路線の廃止について
○ 市道路線の認定について
○ 令和3年度安中市一般会計補正予算

(第11号)

○ 令和3年度安中市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

○ 令和3年度安中市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

○ 令和3年度安中市介護保険特別会計補正予算(第3号)

○ 令和3年度安中市水道事業会計補正予算(第1号)

○ 令和3年度安中市下水道事業会計補正予算(第1号)

○ 令和4年度安中市一般会計予算
○ 令和4年度安中市国民健康保険特別

会計予算

○令和4年度安中市後期高齢者医療特別会計予算

○令和4年度安中市介護保険特別会計予算

○令和4年度安中市水道事業会計予算
○令和4年度安中市下水道事業会計予算

○令和4年度安中市病院事業会計予算
○令和4年度安中市介護サービス事業会計予算

令和4年度制度融資案内

市が市内金融機関と連携して実施している融資制度について、ご案内します。

○小口資金、特別小口資金

市内で同一事業を1年以上営んでいる中小企業者に対し、運転資金や設備資金を融資。

融資限度額は1,250万円で、融資利率は年利1・6%。設備資金については3年間の利子補給があります。

○中小企業短期資金

市内の中小企業者を対象に、ボーナスなどの支払い時に必要な資金を融資。

融資限度額は300万円で、融資利率は年利1・8%。

○勤労者住宅建設資金

市内に1年以上居住、または同一事業所に1年以上勤務している者が、市内に専用住宅を取得する場合などに必要な資金を融資。

業所に1年以上勤務している者が、市内に専用住宅を取得する場合などに必要な資金を融資。

融資限度額は500万円で、融資利率は年利2・7%。

○勤労者生活資金

市内に1年以上居住し、同一事業所に1年以上勤務している者で、生活関連費用(医療費、冠婚葬祭費など)が必要な場合にその資金を融資。

融資限度額は200万円で、融資利率は年利2・4%。取り扱いは、中央労働金庫安中支店。

※詳細は市ホームページをご覧ください
ご覧いただくか、市内金融機関(ゆうちょ銀行は除く)、**松観光経済課**までお問い合わせください



※新型コロナウイルス感染症関連の融資相談は、市内各金融機関へお問い合わせください

問合せ
松観光経済課商工労働係
(☎内線2621)



催し

**2022連合群馬
ふれあいフェスティバル
in西部**

各種団体・企業および労働組合との労使協力により地域住民に「ふれあいの場」を提供し、地域性や独自性を発揮する中で、地域活性化の一助となり地域に貢献することを目的に開催されます。ぜひ、お越しください。

日時

5月28日(土)午前10時～午後3時

場所▼もみじ平総合公園(富岡市黒石)

内容

①モバイルクイズラリー

会場内の目標物(2次元コードを予定)をモバイル機器で読み込むとクイズが出題されます。クイズはメーカーや労働組合に関する設問であり、正解数の多い人から抽選で賞品を後日郵送します。

②フードドライブ

会場内にフードドライブ回収BOXを設置します。集まった食料品はフードバンクに寄附します。

③「連合群馬」紹介ブース

パネル展示のほか、折り鶴作製コーナーもあります。

④フォトコンテスト

SNSを活用したフォトコンテストを開催します。入賞者には賞品を授与します。

※新型コロナウイルス対策のため、モバイル機器による参加者全員の当日の健康状態の申告が必要です

※新型コロナウイルス感染症などの影響により中止や開催方法が変更になる場合がありますので、連合群馬ホームページを確認してください

問合せ

連合群馬西部地域協議会

(☎0274-6410557)



皆さんの声を

お待ちしております

市役所、松、各地区の公民館・生涯学習センターに、皆さんの声をお聞きするため、「市民の声」を投稿できるポストを配置しています。

皆さんが日々感じていることやご意見などをぜひお聞かせください。





講座・教室

認知症について話せる

「あんなかオレンジカフェ」

オレンジカフェは、認知症の人やその家族、認知症に対して不安がある人たちが集まり、お茶を飲みながら認知症についての悩みを分かち合ったり、専門職からアドバイスを受けたたりする場です。

今回は座談会と体操を行います。

日時▼

5月25日(水)午後2時～3時30分

会場▼

安中市いきいき長寿センター(老人福祉センター) 大広間

参加費▼無料

対象者▼誰でも参加できます。

※事前に申込みください

※当日はマスクの着用をお願いします

※新型コロナウイルス感染症などの影響で、中止になる場合があります

申込み・問合せ▼

〔本〕高齢者支援課地域包括支援センター

(☎内線1189)

群馬県緑化センターから

講座のご案内

○出張緑化講座

オリーブの品種や手入れの仕方、そして果実の利用方法などについて教えます。

日時▼

5月19日(木)午前10時～正午

場所▼高崎市中央公民館 本館1階

視聴覚集會室(高崎市末広町27)

テーマ▼

「だれでもわかる家庭で楽しむオリーブの品種と育て方」

講師▼園芸研究科 小倉敏雄先生

参加費▼無料

定員▼30人(電話による先着順)

申込期間▼

5月2日(月)午前8時30分～

※このほかにも、緑化センターでは毎週木曜日(祝日を除く)の午前10時～午後3時まで「緑の相談室」を開設しています

※新型コロナウイルス感染症などの影響で、中止になる場合があります

申込み・問合せ▼

群馬県緑化センター

(☎0276-8817188)

(☎0276-8817188)

(☎0276-8817188)

(☎0276-8817188)

(☎0276-8817188)

Vol.8

あんなかスマイルパーク通信

スマイルパークはオープンから1年が経ちました。遊びに来てくれる人たちに笑顔になってもらえるように、今できること、今はまだできないことをスタッフみんなで考えながら、一步一步進んできました。

2年目のスタートです。パーク内では芝生広場も緑になり始め、5月のあたたかい日差しのなか、ボールや三輪車で遊ぶ子どもたちの柔らかい声が聞こえています。スマイルファームでは夏野菜の植え付けも始まりました。たくさんの楽しい物語をプレゼントできるように、しっかり準備をしてお待ちしています。

◇イベントスケジュール：予定(運営事務局主催)

・5月22日(日)おもしろ科学教室「1弦ギターを作ろう」

・6月11日(土)「カードゲームでSDGsを学ぼう」

・毎週金曜日 午前9時～ 「ラジオ体操」

・毎月第2、第4土曜日 午前10時～ 「竹細工教室」

※各イベントの詳細などについては、お問い合わせください

※新型コロナウイルス感染症の影響により、中止や内容変更となる場合があります

問合せ▼

あんなかスマイルパーク

(☎380-2525)



▲公式ホームページを開設しました

あんなかスマイルパーク



スポーツ

安中市勤労者協議会

第28回チャリティー

ゴルフ大会

日時▼6月8日(水)※雨天決行

OUT・INともに午前8時35分スタート

競技会場▼太平洋クラブ高崎コース

参加資格▼市内在住・在勤の勤労者

参加費▼

1,000円(チャリティー金ほか)を

参加申込時にお支払いください

※申込者が参加できない場合は、代理者の参加が可能です

※欠席の場合、参加費は返還できません

プレー費▼6,280円(セルフプレー、食事・ソフトドリンク付き)

プレー代は、当日フロントにて各自清算してください

申込期間▼5月9日(月)～22日(日)

午前9時～午後4時30分まで(定員になり次第締め切り)

申込方法▼ 申込用紙に参加費を添えて申し込んでください

申込場所▼

安中市勤労者会館(土日を除く)

(☎381-2751)

安中ジャンボゴルフセンター

(☎382-3977)

太平洋クラブ高崎コース

(☎385-5811)

募集人数▼120人

賞品▼優勝、準優勝、ほか全員に賞品

(ベストグロス賞、ドラコン賞、ニアピン賞など多数賞品を用意しています。女性全員に鉢植えを贈呈。プレー終了後、クラブハウスエントランスで賞品引渡し)

競技方法▼

(1)午前中の9ホール、ハーフ集計

(新ペリヤ方式によるハンディ戦)

(2)スコアは、カートナビに入力してください

※修正がある場合は、昼食前にマスター室へお申し出ください

(3)オール6インチ(OKパットはなし)

(4)ティーマークは、男性が青マーク

(70歳以上白可)、女性は赤マーク

(5)ドラコンホール 3番および18番

ニアピンホール 6番8番11番16番

(6)ルールはJ・G・A規則ならびにコースのローカルルールおよび大会競技規則に基づいて行います

その他▼

○集合は、各自のスタート30分前までに受付を行ってください

○当日の欠席は、ゴルフ場に必ずご連絡ください

○不慮の事故が生じた場合、応急手当は講じますが、以後の責めは負いません(ただし、ゴルフ保険は加入します)

○組合せ表は、5月25日(水)以降に申込場所を受け取ってください

○新型コロナウイルス感染症などの影響で、中止になる場合があります

○組合せ表は、5月25日(水)以降に申込場所を受け取ってください

○新型コロナウイルス感染症などの影響で、中止になる場合があります



健康通信

毎月22日は「禁煙の日」、そして5月31日は「世界禁煙デー」です。たばこは吸う本人だけでなく周囲の人へも影響を与えます。

「三次喫煙」ということばを知って

「三次喫煙」ということばを知って

手話コーナー vol.1

今回は、「はじめまして」の表現を紹介します。「初めて」という手話と「会う」という手話を順に表すと「はじめまして」という単語になります。

「初めて」



解説

左腕を曲げた状態で水平にのばし、左手甲の辺りに右手をかぶせるようにのせます。次に人差し指以外の指を閉じながら上に上げます。

「会う」



解説

両手の人差し指を立てて相向かいに置き、近づけます。※人差し指は人を表しています。近づけた時に両手の人差し指がぶつからないように表現してください

(安中市聴覚障害者協会会長 清水 隆)

動画でご覧になれます▶

問合せ▶困 福祉課障害福祉係(☎内線1154)



いますか。たばこを消した後に残留する科学物質を吸入することで、「残留受動喫煙」ともいいます。喫煙者の毛髪や衣類、部屋や自動車のソファなどの表面に付着した成分が原因となり、それが再拡散することで三次喫煙が発生すると考えられています。喫煙した空間で過ごす時間が長い場合は、その影響が懸念されます。喫煙による影響は、想像以上に広範囲に及びます。たばこの害をなくすためには、禁煙が必要です。喫煙している人は今から禁煙に取り組んでみませんか。

問合せ▼

困 健康づくり課予防係

(☎内線1172)



行事カレンダー

5月1日▶6月15日

日	曜日	行事名	日	曜日	行事名	日	曜日	行事名
5月			21	土	●市民ときめきスクール 「ガーデニング」 文化センター 中央体育館前駐車場 10:00～	5	日	
1	日					6	月	●第2回安中市議会定例会 開会(予定) 9:30～
2	月					7	火	
3	火・祝					8	水	●体育施設利用者(7月～9月) 一般受付開始
4	水・祝		22	日		9	木	●第2回安中市議会定例会 総務文教常任委員会(予定) 9:00～ ●家庭教育カウンセリング講座② 文化センター 10:00～12:00
5	木・祝		23	月		10	金	●第2回安中市議会定例会 福祉民生常任委員会(予定) 9:00～
6	金		24	火		11	土	
7	土		25	水	●第6回農業委員会総会 [困]201会議室 13:30～	12	日	●アマビエ チャリティコンサート 文化センター ホール 13:30～
8	日	●安政遠足侍マラソン大会 武家長屋前スタート 8:00～ ●子どもミニ遠足 武家長屋前スタート 9:00～	26	木		13	月	●第2回安中市議会定例会 経済建設常任委員会(予定) 9:00～
9	月		27	金		14	火	
10	火		28	土		15	水	●第2回安中市議会定例会 一般質問(予定) 9:00～
11	水		29	日	●安中市消防隊水防訓練 西毛総合運動公園東側広場 8:30～			
12	木		30	月				
13	金		31	火				
14	土		6月					
15	日		1	水	●体育施設利用者調整会議(7～9月) ・旧安中市屋外施設[困] 18:30～ ・旧松井田町屋内外施設[困] 18:30～			
16	月		2	木	●体育施設利用者調整会議(7～9月) ・旧安中市屋内施設[困] 18:30～			
17	火		3	金	●家庭教育カウンセリング講座① 文化センター 13:30～15:30			
18	水		4	土				
19	木							
20	金	●第13回松井田きり絵の会展(～22日) 文化会館 小ホール 9:00～16:00(22日は15:00終了)						

※毎週月曜日は市民交通安全日、毎月1日は県民交通安全日です

※新型コロナウイルスの影響で中止になる場合があります

小さな子どもがいるご家族へ ～新型コロナウイルス感染症対策について～

主に就学前の子どもと保護者を対象として、感染予防の正しい情報や、子どもと保護者の心の健康について考えるための情報を市ホームページに掲載しています。

詳しくはホームページをご覧ください。

問合せ▶[困]健康づくり課保健指導係(☎内線1174)



本市民課 休日窓口開設日

5月1日・15日 6月5日
午前8時30分～正午

業務内容

- 住民票の写しの交付
- 戸籍謄本・抄本の発行
- 印鑑証明書の発行
- その他市民課取扱各種証明書の発行

休館のご案内

あんなかスマイルパーク	5/2・6・9・10・11・17・24・31 6/7・14	スポーツセンター(※は温水プールのみ休業です)	5/2・6・8・9・10・16・ 23※・30※ 6/6・13※
恵みの湯	5/6・17 6/7	学習の森(※はふるさと学習館のみ休館です)	5/6・10・11・12・13・ 17・24・31 6/7・14
峠の湯	5/10・24 6/14	いきいき長寿センター	5/2・6・9・10・11・12・ 16・23・30 6/6・13
鉄道文化むら	5/10・17・24・31 6/7・14		
文化センター(※は図書館のみ休館です)	5/3・4・5・6・10・17・24・ 30※・31 6/7・14		
文化会館	5/2・9・16・23・30・31 6/6・13		
碓氷川熱帯植物園	5/6・10・17・24・31 6/7・14		

※新型コロナウイルスの影響で、臨時休館の場合があります。詳しくは各施設へお問合せください



相談案内 5月1日▶6月15日

相談内容	場所・日時	予約・問合せ
行政相談	☎ 5/12・19 6/2 9時～11時30分 ☎ 5/2 6/6 13時30分～16時	☎ 市民相談室(☎内線 1207)
無料法律相談	☎ 5/6・20・26※ 6/3 13時～16時 ※5/26のみ 13時～15時	要電話予約 ☎ 市民相談室(☎内線 1207)
人権相談	☎ 5/19 13時30分～15時30分 ☎ 5/20 13時30分～15時30分 【特設開設日】☎・☎ 6/1 13時30分～16時	☎ 市民相談室(☎内線 1207)
家庭児童相談 (電話相談・面接相談)	月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時	要電話予約 ☎ 子ども課(☎382-8005)
健康相談 (生活習慣病・育児・栄養相談など)	☎ 月～金曜日(祝日を除く)	要電話予約 ☎ 健康づくり課(☎内線 1174)
妊婦健康相談 (母子手帳交付)	☎ 月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～16時30分	要電話予約 ☎ 健康づくり課(☎内線 1174)
消費生活相談	消費生活センター(☎ 敷地内) 月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時30分	消費生活センター(☎382-2228)
無料税務相談	☎ 5/2 6/2 13時～16時	要電話予約 ☎ 税務課(☎内線 1061)
障害者相談 (知的・身体障害者相談)	☎・☎ 月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～17時15分	☎ 福祉課(☎内線 1155)
精神障害者相談	月～土曜日(祝日を除く)10時～18時	ヌアリーベ(☎380-5385)
青少年相談 (電話相談・面接相談)	☎ 青少年センター 月・火・水・金曜日 (祝日を除く) 9時～14時	要電話予約 ☎ 青少年センター(☎393-4777) メール相談(seishonen@city.annaka.lg.jp)
介護相談・認知症相談 (電話相談・面接相談)	月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～16時	要電話予約 ☎ 高齢者支援課(☎内線 1189) ☎ (☎内線 2156)
成年後見制度に関する相談	☎・☎ 月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～17時15分	要電話予約 ☎ 高齢者支援課(☎内線 1188) ☎ 福祉課(☎内線1155)
成年後見制度専門職相談	地域福祉支援センター 5/6 6/3 13時30分～15時30分	要電話予約 権利擁護センター(☎382-8397)
配偶者・恋人などからの暴力 (DV・デートDV)に関する相談	月・火・木・金曜日(祝日を除く) 9時～16時	安中市 DV 電話相談(☎329-6646)
生活困窮に関する相談 (生活支援相談窓口)	月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時30分	要電話予約 ☎ 福祉課(☎内線 1191)
ひきこもりに関する相談	月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時	要電話予約 ☎ 福祉課(☎内線 1191)
若者就職活動個別相談 (安中出張サポートステーション)	☎ 6/7 10時～12時	要電話予約 ぐんま若者サポートステーション (☎027-233-2330)
心配ごと相談	地域福祉支援センター 5/12 6/9 9時～11時30分	地域福祉支援センター(☎382-8397)
交通事故相談	安中交通安全協会 月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時	要電話予約 安中交通安全協会(☎382-0211) (会員対象)

※新型コロナウイルス感染症の影響により、相談日時が変更および中止になる場合があります

給水管修理当番業者 (5月1日～6月15日)

上水道の給水管の修理は、業者で行っていますので漏水などの修理は、その日の当番業者にお申し込みください。修理代は実費です。【安中市管工事協同組合 ☎385-4401】

5月		6月	
1日 23・25・4	17日 10・11・4	1日 15・8・7	
2日 9・24・17	18日 20・21・17	2日 13・1・4	
3日 16・19・18	19日 23・25・18	3日 14・26・17	
4日 12・2・22	20日 9・24・22	4日 10・11・18	
5日 15・8・5	21日 16・19・5	5日 20・21・22	
6日 13・1・3	22日 12・2・3	6日 23・25・5	
7日 14・26・6	23日 15・8・6	7日 9・24・3	
8日 10・11・7	24日 13・1・7	8日 16・19・6	
9日 20・21・4	25日 14・26・4	9日 12・2・7	
10日 23・25・17	26日 10・11・17	10日 15・8・4	
11日 9・24・18	27日 20・21・18	11日 13・1・17	
12日 16・19・22	28日 23・25・22	12日 14・26・18	
13日 12・2・5	29日 9・24・5	13日 10・11・22	
14日 15・8・3	30日 16・19・3	14日 20・21・5	
15日 13・1・6	31日 12・2・6	15日 23・25・3	

業者名	TEL	業者名	TEL
1 (株)群馬水工	382-9433	14 (株)半田組	385-8374
2 (有)入沢電気商会	382-1609	15 (有)福美商事	381-0293
3 (有)内堀設備工事	393-0157	16 (有)松本住設	385-6278
4 (有)黒須設備工業	381-1148	17 (株)茂木設備	381-6616
5 群栄工業(株)	393-1012	18 (有)山田タイル工業	381-0075
6 児玉工業(有)	393-3118	19 (株)ヤマハチ・クボニワ	381-0435
7 (有)佐藤商店	395-2323	20 (株)ユタカ	385-7647
8 佐藤燃料(株)	381-1111	21 オオカワラ住器	382-1987
9 (有)渋谷設備	381-1262	22 (株)反町備工	384-2058
10 (有)ジーワイ燃設	382-2891	23 第一設備工業(有)	385-8769
11 (有)須藤工業	388-1178	24 (株)フェニックス	382-5262
12 (有)武美工業	382-5061	25 (株)白坂工業	382-4710
13 (有)田中工作所	385-4126	26 サトウ住設	382-5612

こうつうあんぜん 交通安全の やくそく

しょうがくせい みな 小学生の皆さんへ

道路を渡る時は、信号機や横断歩道がある場所で、手を上げて左右の確認をしてから渡りましょう。道路に飛び出したり、道路で遊んだりするのはやめましょう。また、通学路に危ない場所がないかおうちの人と一緒に歩いてみましょう。

自転車利用者の皆さんへ

自転車は車両です。信号に従うこと、「止まれ」の標識では一時停止すること、原則として車道の左側を通行すること、夜間はライトを点灯することなど、自転車の基本的な交通ルールを守りましょう。また、保険に加入し、ヘルメットを着用しましょう。

高齢者の皆さんへ

道路を横断する時は、信号機や横断歩道がある場所で左右を確認してから横断しましょう。特に左から来る車に注意しましょう。シニアカーも歩行者として扱われます。歩道を通行するなど、歩行者としての交通ルールを守りましょう。また、専用の保険に加入しましょう。

※イラストは群馬県警察「新一年生向け 交通安全絵本」より引用

つうがくろをあるこう！



おうだんほどうを わたろう！



問合せ▶ 困危機管理課交通防犯係 (☎内線1137)



※広告内容については、広告主に直接お問い合わせください